

# RDA 改訂に見る FRBR の具体化

## —新時代の目録規則を考える—

松井 純子(情報組織化研究グループ)

Materialization of FRBR model in the new cataloging rules RDA, by MATSUI Junko.

### はじめに

長らく英語圏における標準目録規則であった AACR2(英米目録規則第2版)が全面改訂され、「RDA: Resource Description and Access(資料の記述とアクセス)」として私たちの眼前にその姿を表そうとしている。RDAは2008年11月にその全体草案(Full Draft)<sup>1)</sup>が公開され、RDAのリリース(webベースのツールキットとして)は2010年6月刊行(それまでは2009年11月の予定であったが)と予告されている<sup>2)</sup>。

RDAの登場は、1997年のFRBR(Functional Requirements for Bibliographic Records: 書誌レコードの機能要件)<sup>3)</sup>策定後、ISBD(国際標準書誌記述)の改訂や国際目録原則覚書(Statement of International Cataloguing Principles)の策定・完成など国際レベルの目録法以上に、間接的にはあるが日本の図書館界に影響を与える可能性がある。RDAへの現場の図書館員の関心もみられる<sup>4)</sup>。

筆者は、司書養成における目録法教育の立場からRDAに関心を持ってきたが、本稿では、AACR2からRDAへの改訂の動きを跡付けながら、特にRDAがその基盤と位置付けるFRBRとの関連を具体的に上げたい。また、実際に書誌レコードを作成する上で、FRBRの枠組みがどのように具体化されるのかも見ていきたい。さらに、その中でRDA改訂における主要な論点も整理していきたい。

なお、RDA本版ははまだ未公開のため、本稿では全体草案を対象として分析を行う。またRDAは、FRBRに加えてFRAD(Functional Requirements for Authority Data: 典拠データの機能要件)<sup>5)</sup>もそ

の基盤に据えているが、本稿ではRDAとの関連において必要な範囲で取り上げるにとどめる<sup>6)</sup>。

### 1. AACR から RDA へ

#### 1.1 RDA 改訂の背景

もともとAACR2からRDAへの改訂の背景にあったのは、電子資料とネットワーク情報資源への対応であった。「AACR2が非常に複雑で、時代遅れのカード目録の概念にあまりにも依存しており、新しいタイプの電子資料に適用するのが、大変困難である」との批判があった<sup>7)</sup>。

2002年9月の『英米目録規則第2版2002年改訂版』(AACR2: 2002 Revision)刊行後、英米目録規則改訂合同運営委員会(JSC: Joint Steering Committee for Revision of AACR)はAACR2を部分的な修正(amendments)にとどめ<sup>8)</sup>、2003年10月にAACR3への改訂を表明した。その際の改訂方針としては、①1997年にIFLAによって策定されたFRBRの定義と用語の導入、②典拠コントロールに関する規則(Part3)の新設、などが挙げられていた<sup>9)</sup>。2004年12月には、AACR3第I部(記述の部)草案(Draft of AACR3, Part I. Description)をJSC構成団体に提示するに至る。しかし多くの批判を受けたため、2005年4月改訂方針の見直しを図ることとした。そして電子資料とデジタル環境への変化に対応するため、AACR3からRDAへの新たな取り組みを決定したのである。‘Cataloging’の語を含まない「RDA」という呼称(元はAACR3の副題であった)はこの時採用された<sup>10)</sup>。

#### 1.2 RDA 策定の趣旨

では、RDAは具体的に何を主眼に策定されているのだろうか。

July 2010

RDAの「趣意書(Prospectus)<sup>11)</sup>」によれば、RDAの設計における要点の一つ目は「IFLAが策定した書誌および典拠データの概念モデルへの準拠」、二つ目が「データの記録(recording)と表示(presentation)の分離」である。

前者の「書誌および典拠データの概念モデル」とはFRBRとFRADのことであり、これらは、①あらゆる種類のコンテンツとメディアを対象とし、②新たに出現した資料の特性に適応するための柔軟性と拡張性、③幅広い技術環境で機能するデータに必要な適応性、を備えた基本的枠組みをRDAにもたらし、と説明されている。

また後者については、RDAは①FRBRとFRADで定義される実体(entity)に結びつく属性(attribute)と関連(relationship)を反映したデータの記録に関わる規程であり、②データの蓄積と表示に関するどのような構造や構文にもかかわらず適用可能な、データの記録に関する規程であり、③ISBDなどに示されたデータ・エレメントの表示形式に関する規則は分離して附録で示す、と述べられている。

このような要点を具体化した「デジタル世界のために設計された新しい標準<sup>12)</sup>」がRDAである。

## 2. RDAへのFRBRの導入

### 2.1 FRBRとは

FRBRは、IFLAによって策定された、「実体-関連分析(E-R分析)に基づく書誌レコードの概念モデルである。具体的には、目録が対象とする書誌的世界をモデル化して「実体(entity)」「属性(attribute)」「関連(relationship)」の三つに分け、書誌レコードに必要なデータ要素を問い直すものである。ここでの「実体」とは利用者の関心対象をモデル化したもので、①知的・芸術的な所産そのものを示す実体として「著作(Work)」「表現形(Expression)」「体現形(Manifestation)」「個別資料(Item)」の四つ(グループ1)が、②知的・芸術的所産に責任を有する実体として「個人(Person)」「家族(Family)」「団体(Corporate body)」の三つ(グループ2)が、<sup>13)</sup>③知的・芸術的所産の主題を表す実体として「物(Object)」「概念(Concept)」「出来事(Event)」「場所(Place)」の四つ(グループ3)が、それぞれ設定されている。グループ1の著作と表現形は知的・芸術的内容を反映し、体現形と個別資料は物理的形態を反映している。このグループ1の実体分析

松井：RDA改訂に見るFRBRの具体化

が書誌レコード作成の要件として重要であり、中心と言える。

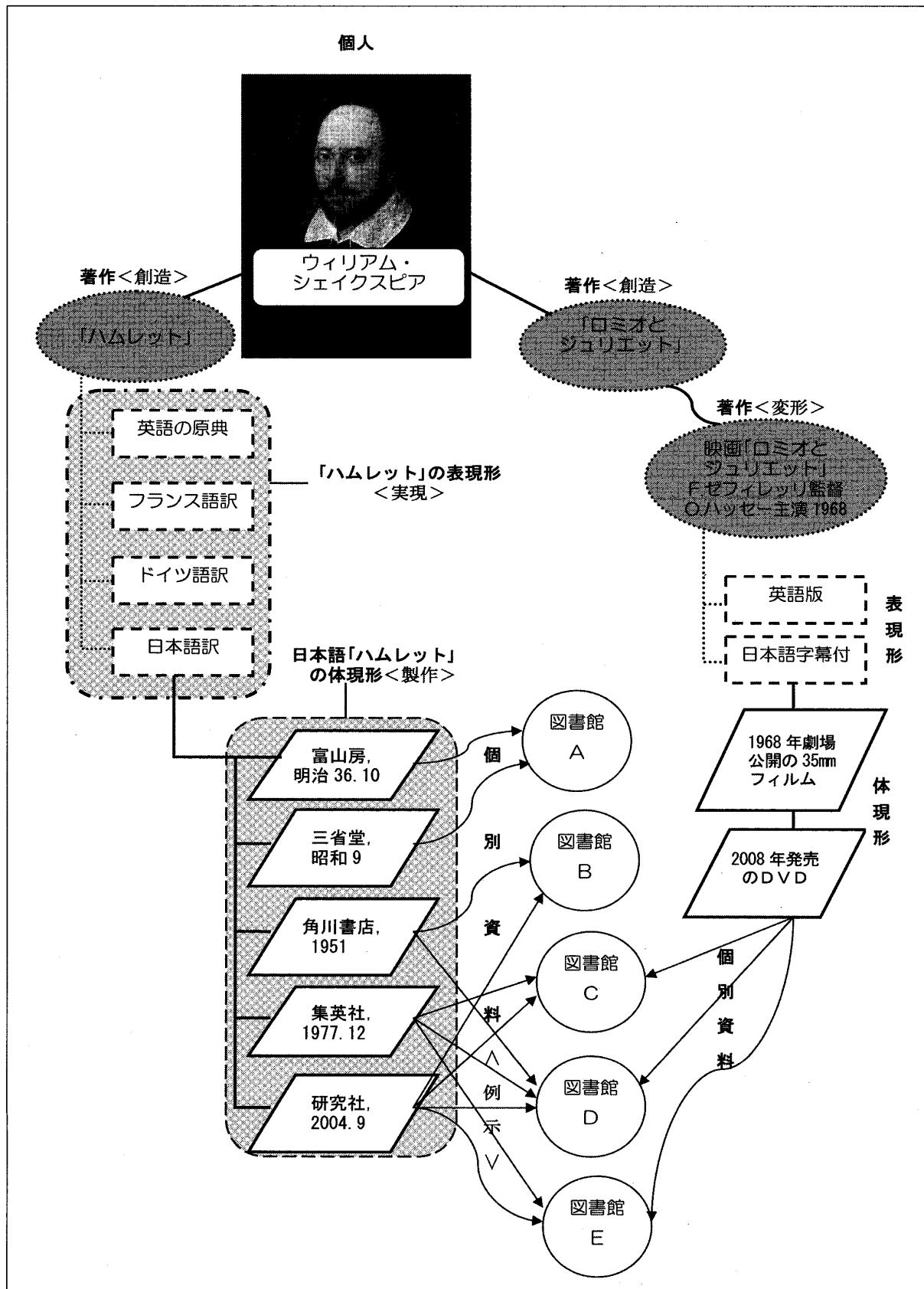
「著作」は抽象的な実体であり、物理的な対象ではない。著作の実現は、表現形によって果たされる。次ページの資料1「FRBRの実体と関連」の図をもとに説明したい。たとえばシェイクスピアの著作「ハムレット」は、「ハムレット」のさまざまな表現形の背後にある知的創造であり、英語や日本語で書かれることで著作「ハムレット」は実現され、人々に認知される。これらの表現形は、紙やフィルムなどの媒体上に具体化される。日本語で書かれた「ハムレット」は一つではなく、さまざまな翻訳者や出版者の手により、さまざまな体現形が生み出される。体現形は、著作の物理的な具体化である。それぞれの体現形、たとえば研究社が2004年9月に出版した『ハムレット』には多くのコピーが存在する。このコピーの1点1点が個別資料であり、各図書館や個人に所蔵される。個別資料は、体現形の単一の例示である。

グループ2の実体である個人・家族・団体は、グループ1の実体と、内容の創造や実現(「ハムレット」はシェイクスピアによって創作され、英語でテキスト化された)、物理的な製作・頒布(日本語訳が富山房や研究社などから出版された)、管理責任(各図書館における所蔵)、などの関連を有する。またこの三つは、グループ1の実体である著作の主題となりうる。グループ3の実体である概念・物・出来事・場所は、グループ1の実体である著作の主題となりうるもので、たとえば「四大悲劇」「ヴィクトリア朝時代」などがあげられる。

「属性」は、個々の実体に見られる性質や特性であり、実体に固有の属性(「ハムレット」や「ロミオとジュリエット」などの著作のタイトルや形式、著者名など)と、外的に付与される属性(ISBNなどの標準番号や、分類記号など)がある。利用者は、自分が探し求める実体の一つ以上の属性を使って探索を行う。属性は実体ごとに設定される。

「関連」は、実体と実体とのつながりや関係を示すもので、ある実体と別の実体との間のいわばリンクであり、目録や書誌データベース内における利用者のナビゲートを助ける、というはたらきをもっている。上で述べた「著作の実現である表現形」「表現形の具体化である体現形」「体現形の例示である個別資料」、あるいは「個人によって創造された著

資料1 FRBRの実体と関連(著作・表現形・体現形・個別資料)



作」「団体によって製作された体現形」「個人または団体が所有する個別資料」「概念を主題としてもつ

著作」などにおける「実現」「具体化」「例示」「創造」「製作」「所有」「主題」などはすべて「関連」

July 2010

として把握される。

さらにまた、利用者の行動モデルである「ユーザータスク」には「発見(find)」「識別(identify)」「選択(select)」「入手(obtain)」の四つが設定され、情報アクセスに関わる行動分析の基礎とされている。

合わせてFRADについても簡単に触れておく。

FRADは、FRBRと同じくIFLAによって策定された、典拠データに関する概念モデルで、FRBRのグループ2の実体、つまり「個人(Person)」「団体(Corporate body)」に「家族(Family)」を加えた三つの実体について同様の手法で分析し、典拠データの機能と要素を明らかにしている。利用者タスクは、FRBRとやや異なり、「発見(find)」「識別(identify)」「明確化(clarify)」「理解(understand)」の四つとなっている。<sup>14)</sup>

## 2.2 RDAにおけるFRBR導入の変遷

1.で述べたように、FRBRのRDAへの導入はAACR3への改訂方針の中で当初から提示されていたが、その具体化は、初期の頃は十分ではなかった。

2005年12月に初めて公表されたRDA草案では、その構成は「第I部 資料の記述(Resource description)」「第II部 関連(Relationship)」「第III部 アクセスポイントコントロール(Access point control)」となっており、<sup>15)</sup>第I部の「第2章 資料の識別」から「第6章 個別資料」の各章が「識別や選択などの特定の利用者タスクを支援し、FRBRで定義されている四つの主要な実体(著作、表現形、体現形、個別資料)の一つまたはそれ以上に結び付く属性と関連を表す記述データ・エレメントをカバーする<sup>16)</sup>と述べられてはいるが、FRBRに関するこれ以上の具体的な言及はほとんどない。<sup>17)</sup>ここではむしろ、アナログとデジタルのさまざまな種類の資料に適用するための内容種別とメディア種別、刊行形態の区分を規則化することに重点が置かれていた。

2006年4月に発表された構成案では、第I部と第II部が統合されて「パートA 記述(Description)」となった(第III部はそのままパートBに移行)<sup>18)</sup>。その第6章に「関連資料(Related resources)」というFRBRの「実体-関連分析」に基づく「関連」の章が初めて設けられた。同じく第7章には、「資料と結び付いた個人、家族、団体(Persons, families, and corporate bodies associated with a resource)」というアクセスポイントの選択に関わる章が設けら

松井：RDA改訂に見るFRBRの具体化

れた。

そうして2007年12月に発表された新構成案では、全体を「(実体の)属性の記録(Recording attributes)」と「(実体間の)関連の記録(Recording relationships)」の2部構成とし、10セクション37章に抜本的に変更された。これは、「FRBRとFRADの実体と利用者タスクに対して、より密接にRDAのデータ・エレメントを関連付ける<sup>19)</sup>ためであり、RDAの骨格全体がFRBRとFRADに従うものであることが明確に示されたのである。この構成案は、2008年11月に公表された、現在の「全体草案」(最終草案)にもそのまま継承されている。

これまでの変遷から、RDAは次第にFRBRとFRADの導入を強化し、2007年12月以降はほぼ両者に準拠させていることがわかる。これはすなわち、RDAの理解にはFRBRとFRADの理解が不可欠であるということの意味する。

## 3. RDA全体草案に見るFRBRの導入と具体化

ここでは、草案全体を取り上げる余裕がないため、セクション1から始まる本体に先立って提示された「第0章 序論」においてFRBRがどのように取り上げられているか、その概略を確認しておく。

### 「0.0 目的と範囲」

- RDAは、資料の発見を支援するデータの形成に関する指針と指示を提供する。
- 資料の記述のためにRDAを用いて作成されたデータは、次のタスク-発見・識別・選択・入手-を実行する利用者を支援するよう設計されている(このタスクは、FRBRで定義されている利用者タスクに基づく)。
- 資料に結び付いた実体(個人・家族・団体・概念など)の記述のためにRDAを用いて作成されたデータは、次のタスク-発見・識別・明確化・理解-を実行する利用者を支援するよう設計されている(このタスクは、FRADで定義されている利用者タスクに基づく)。
- RDAは、あらゆる種類の内容と媒体をカバーする包括的な指針と指示を提供する。

このように、RDAという規則の冒頭でまず述べられるのが、FRBRとFRADとの関わりである。

### 「0.3 RDAの基礎となる概念モデル」

「0.3.2 FRBRとの連携(Alignment with FRBR)」  
と「0.3.3 FRADとの連携(Alignment with FRAD)」  
が取り上げられている(以下は抜粋)。

- RDA がカバーする資料を記述するデータ・エレメントは、FRBR で定義された著作・表現形・体現形・個別資料という実体に結び付く属性と関連を反映している。
- RDA がカバーする資料に結び付く実体を記述するデータ・エレメントは、FRAD で定義された個人・家族・団体および場所という実体に結び付く属性と関連を反映している。

ここでは、著作・表現形・体現形・個別資料、および個人・家族・団体・場所のそれぞれの定義が示されている。

### 「0.5 (規則の)構成(Structure)」

ここでは、FRBR と FRAD を規則の構成に具体的に組み込んでいく。

- RDA は10のセクションに分かれている。セクション1~4は FRBRとFRAD で定義された実体の属性に対応するエレメントをカバーし、セクション5~10は FRBR と FRAD で定義された実体の関連に対応するエレメントをカバーしている。
- 各セクションの冒頭の章に続く章は、特定の利用者タスクを支援する属性または関連をカバーしている。

セクション1：(第2章) 資料の識別に最も一般的に使用される体現形および個別資料の属性をカバーする。(第3章) 資料の形式やコード化に関する利用者の要求に適した資料の選択のために最も一般的に使用される体現形および個別資料の属性をカバーする。(第4章) 資料の入手のために最も一般的に使用される体現形および個別資料の属性をカバーする。

セクション2：(第6章) 著作または表現形の識別に最も一般的に使用される著作および表現形の属性をカバーする。(第7章) 資料の内容に関する利用者の要求に適した資料の選択のために最も一般的に使用される著作および表現形の属性をカバーする。

セクション3：(第9章) 個人の実体の識別に最も一般的に使用される属性をカバーする。(第10章) 家族の実体の識別に最も一般的に使用される属性をカバーする。(第11章) 団体の実体の識別に最も一般的に使用される属性をカバーする。

セクション4：(第13章) 概念の実体の識別に最も一般的に使用される属性をカバーする。(第14章) 物の実体の識別に最も一般的に使用される属性をカバーする。(第15章) 出来事の実体の識別に最も一般的に使用される属性をカバーする。(第16章) 場所の実体の識別に最も一般的に使用される属性をカバーする。(以下、省略)

このように、それぞれの章ごとに、FRBR と FRAD で定義された各実体の識別に関わる属性がエレメントとして規定されていることを述べる。

### 「0.6 コア・エレメント(Core elements)」

0.6.2から0.6.9の間で、各セクションごとに記録されるデータのコア・エレメントが示される。たとえば0.6.2ではセクション1の「体現形および個別資料の属性の記録」に関わるコア・エレメントが、0.6.3ではセクション2の「著作および表現形の属性の記録」における、著作に適用されるコア・エレメントと、表現形に適用されるコア・エレメントがそれぞれ示される。

体現形または個別資料の識別と記述のために適用されるコア・エレメントは、以下のとおりである。

- 本タイトル(Title proper)
- 初期の異形タイトル(Earlier variant title)
- 最近の異形タイトル(Later variant title)
- タイトルに関連する責任表示(Statement of responsibility relating to title)
- 版表示(Designation of edition)
- 呼称をもつ改訂版の表示(Designation of named revision of an edition)
- 初号または最初の部分の番号および/またはアルファベット表示(Numeric and/or alphabetic designation of first issue or part)
- 初号または最初の部分の年月次表示(Chronological designation of first issue or part)
- 終号または最後の部分の番号および/またはアルファベット表示(Numeric and/or alphabetic designation of last issue or part)
- 終号または最後の部分の年月次表示(Chronological designation of last issue or part)
- 出版者の名称(Publisher's name)
- 出版の日付(Date of publication)
- 頒布者の名称(Distributor's name)
- 頒布の日付(Date of distribution)
- 製作者の名称(Manufacturer's name)

July 2010

- ・製作の日付(**Date of manufacture**)
- ・著作権登録年(**Copyright date**)
- ・シリーズの本タイトル(**Title proper of series**)
- ・シリーズ内の順序表示(**Numbering within series**)
- ・下位シリーズの本タイトル  
(**Title proper of subseries**)
- ・下位シリーズ内の順序表示  
(**Numbering within subseries**)
- ・表現形識別子(**Identifier for manifestation**)
- ・キャリア種別(**Carrier type**)
- ・数量(**Extent**)

著作に適用されるコア・エレメントと、表現形に適用されるコア・エレメントは以下のとおりである。

著作のコア・エレメント

- ・著作に対する優先タイトル  
(**Preferred title for the work**)
- ・著作に対する識別子(**Identifier for the work**)

著作と別の著作の識別のための付加的エレメント

- ・著作の形式(**Form of work**)
- ・著作の日付(**Date of work**)
- ・著作の発生場所(**Place of origin of work**)
- ・著作の他の特性  
(**Other distinguishing characteristic of work**)
- ・演奏手段(音楽の)  
(**Medium of performance (for music)**)
- ・番号表示(音楽の)  
(**Numeric designation (for music)**)
- ・調(音楽の)(**Key (for music)**)
- ・条約などの署名(**Signatory to a treaty, etc.**)

表現形のコア・エレメント

- ・表現形に対する識別子  
(**Identifier for the expression**)
- ・内容種別(**Content type**)

著作の表現形と別の表現形との識別のための付加的エレメント

- ・表現形の日付(**Date of expression**)
- ・表現形の言語(**Language of expression**)
- ・表現形の他の特性(**Other distinguishing characteristic of expression**)
- ・地図の水平方向の縮尺(**Horizontal scale of cartographic content**) ※地図の場合
- ・地図の垂直方向の縮尺(**Vertical scale of cartographic content**)

松井：RDA 改訂に見る FRBR の具体化

以下、0.6.4ではセクション4の「個人・家族・団体の属性の記録」では、個人・家族・団体のコア・エレメント、および別の個人・家族・団体との識別のための付加的エレメントが示され、0.6.5ではセクション5の「著作・表現形・体现形・個別資料間の主要な関連の記録」における著作・表現形・体现形・個別資料間の主要な関連のコア・エレメントが示される。同様に、0.6.6ではセクション6の「資料に関連する個人・家族・団体の関連の記録」のコア・エレメント、0.6.7ではセクション7の「主題の関連の記録」のコア・エレメント、0.6.8ではセクション8の「著作・表現形・体现形・個別資料間の関連の記録」のコア・エレメント、0.6.9ではセクション9の「個人・家族・団体間の関連の記録」のコア・エレメントがそれぞれリストアップされ、記録される具体的な項目が把握できる。

それぞれのコア・エレメントは、紙幅の都合で省略する。

#### 「0.7 アクセスポイント」

ここでは、優先アクセスポイント(**preferred access point**)と異形アクセスポイント(**variant access point**)について言及している。

・RDAは、著作・表現形・体现形・個別資料を表す優先アクセスポイントと異形アクセスポイントの構築に関する指示を提供する。

・RDAは、次の関連の種別を記録する優先アクセスポイントの使用に関する指示をも提供する。

著作と体现形の間、または体现形において具体化される表現形と体现形間の主要な関連資料と、資料に結び付く個人・家族・団体との間の関連

著作・表現形・体现形・個別資料相互の関連  
個人・家族・団体相互の関連

・加えてRDAは、アクセスポイントとしてのタイトル(本タイトル、並列タイトル、異形タイトルなど)の使用に関するガイダンスを提供する。(その他のエレメントについては提供しない。)

「0.6 コア・エレメント(Core elements)」を閲覧すると、一見しただけではどのようなことがらを記録するのかわかりにくいエレメントが多い。FRBRやFRADにもとづいて実体の属性や実体間の関連を記録するといっても、それらの記録の中身を具体的にイメージすることは困難である。FRBR

を具体化する目録規則の理解は、FRBR の理解だけではもちろん不十分で、RDA に示されたさまざまな概念や用語の理解とともに、各セクションに規定された規則の具体的な内容を知る必要があることは言うまでもない。

#### 4. RDA によるデータ作成の実際

資料 2 は、RDA 全体草案の「附録 M 完全な例示(Complete examples)」に挙げられている図書の書誌レコードの作成例である。

RDA では、「資料の識別に最も一般的に使用される表現形」の属性の記録を作成することが基本である。このことは、この書誌レコードを見ても明らかである。

表現形の各エレメントは、従来の AACR2 における記述で用いられたエレメントに相当するものも多いが、⑧「刊行形態(Mode of issuance)」, ⑩「メディア種別(Media type)」, ⑪「キャリア種別(Carrier type)」など、従来の枠組みとは異なるエレ

メントもある。また、⑨「表現形識別子(Identifier of Manifestation)」や⑭「アクセス情報(Contact information)」のように、その範囲を拡張したエレメントもある。「刊行形態」と「アクセス情報」はコア・エレメントに含まれない要素である。

表現形の属性についても、⑮「内容種別(Content type)」という新たな枠組みでのエレメントが見られる。

さらに⑱「創作者(Creator)」という枠組みで著作と結び付いた個人との関連が記録されている。⑲「関連する著作」に関するデータも記録されている。

なお、1.2 で取り上げた RDA 「趣意書」に書かれていたように、RDA は区切り記号などエレメントの表示に関わる規則や配列順序は定めていない(データの記録と表示の分離)。これらは「附録 D 記述データのための記録構文(Record syntaxes for descriptive data)」の中で扱われる(配列順序、ISBD 区切り記号など)。

「刊行形態」は、その資料が単一または複数の部

#### 資料 2 RDA による図書の書誌レコードの作成例

(①~⑲は実際の記録データ、( ) 内は該当する RDA の章番号)

①The Organization of Information	←本タイトル(2章)	} 表現形の属性
②Arlene G. Taylor	←タイトルに関連する責任表示(2章)	
③Second edition	←版表示(2章)	
④Westport, Connecticut	←出版地(2章)	
④London	〃	
⑤Libraries Unlimited, a member of the Greenwood Publishing Group	←出版者の名称(2章)	
⑥c2004	←著作権登録年(2章)	
⑦Library and information science text series	←シリーズの本タイトル(2章)	
⑧single unit	←刊行形態(2章)	
⑨ISBN 1-56308-976-9	←表現形識別子(2章)	
⑨ISBN 1-56308-969-6(paperback)	〃	
⑩unmediated	←メディア種別(3章)	
⑪volume	←キャリア種別(3章)	
⑫xxvii, 417 pages	←テキストの数量(3章)	
⑬26cm	←大きさ(3章)	
⑭http://www.lu.com	←アクセス情報(4章)	
⑮text	←内容種別(6章)	
⑯In English	←内容の言語(7章)	
⑰Includes bibliography and index	←補遺の内容(7章)	
⑱Taylor, Arlene G. 1941-	←創作者(19章)	} 著作と結び付いた個人との関連
⑲Library and information science text series	←関連する著作(25章)	

著作相互の関連

著作と結び付いた個人との関連

July 2010

分の刊行か、更新の方法、想定終期などをカテゴリー化したもので、「単一ユニット(single unit)」「多巻モノグラフ(multipart monograph)」「逐次刊行物(serial)」「更新資料(integrating resource)」の用語の一つ以上を用いて記録される。また、刊行形態とは別に記述の三つの種類が設定されており、資料を全体として一つのまとまりで記述する「全体記述(comprehensive description)」, より大きな資料の一部分を記述する「部分記述(analytical description)」, 全体記述と部分記述を組み合わせる「階層的記述(hierarchical description)」の三つがある。

メディア種別, キャリア種別, 内容種別は, AACR2における「一般資料表示(GMD)」と「特定資料表示(SMD)」に相当する内容を整理し, 大きく組み替えたものである。これも, RDA「趣意書」では, FRBRとFRADのモデルに準拠することであらゆる種類のコンテンツとメディアを対象とし, 新たな資料の特性に適応するための柔軟性と拡張性がもたらされる, と主張していた。詳細は次章で述べる。

「創作者」として記録されている⑩のデータは, RDAの「セクション6 資料と結び付いた個人・家族・団体の間の関連の記録」の第19章「著作と結び付いた個人・家族・団体」で規定されているエレメントである。ここでは, 「創作者」(著作の創作に責任を有する個人など)と「その他の個人・家族・団体」(間接的に著作に関わる個人など)の二つのコア・エレメントが設定されているが, 具体的に記録されるものは, 個人・家族・団体を表す「優先アクセスポイント(preferred access point)」と「個人・家族・団体に対する識別子(identifier for the person, family, or corporate body)」, さらにこれらの関連の性質を明示するための「関連指示子(relationship designator)」(例: author, film producerなどの語)である。優先アクセスポイントとは, 「ある実体を表す標準化されたアクセスポイント」と説明されているが, つまりAACR2における「統一標目」に相当する。この関連を記録することで, 個人・家族・団体に結びつくあらゆる資料の発見に役立つ, とRDAは述べている。

「関連する著作」として記録されている⑪のデータは, RDAの「セクション8 著作・表現形・体現形・個別資料の間の関連の記録」の第25章「関連する著作」で規定されているエレメントである。「関連する著作」とは, 「優先アクセスポイントまたは記

松井: RDA改訂に見るFRBRの具体化

述によって示されている著作に関連する著作を参照させる」もので, 改作・補遺・続編・より大きな著作の一部, などが挙げられる。ここでは, 関連する著作に対する識別子, 優先アクセスポイント, 関連著作の記述, さらに関連指示子などが記録される。

このように, RDAにおける書誌レコードの記録は, 各実体の属性とそれらの関連とが切り分けられ, 構造的に記述されていることがわかる。

## 5. FRBRを基盤とするRDAの実体記録の諸論点

### 5.1 メディア種別, キャリア種別, 内容種別

AACR2では「第1部 記述」の部が物的資料のみを対象とし, 図書・パンフレット(第2章), マイクロ資料(第11章)などの資料形態と, 地図資料(第3章), 録音物(第6章), 映画・ビデオ録画(第7章), 静止画資料(第8章)などの内容種別, さらに逐次刊行物(第12章, 2002年改訂版では「継続資料」)などの刊行形態とが混在していた。RDAが電子資料やWebサイトなどのネットワーク情報資源, あるいは文字と音声と動画の組み合わせによる複合資料などの新しいタイプの資料と, 旧来の印刷資料や録音・録画資料など, アナログとデジタルのあらゆる資料の属性を記録対象とするためには, これらの論理的整合性の確保が不可欠である。

RDA全体草案では, セクション1の第3章に「キャリアの記述(Describing carriers)」の章を置き, 「3.2 メディア種別」で資料内容の視聴・再生・実行などに必要な媒介装置の種類を, 「3.3 キャリア種別」でそれら媒介装置の種類に組み合わせるキャリアの保存と収容の形態を, 体現形の属性に関わるエレメントとして規定した。

また, 第6章で「6.10 内容種別」を設定し, 表現形におけるエレメントとして, 表現内容とそれを認知しようとする人間の感覚におけるコミュニケーションの基本的な形式(表現手段, 感覚, 像の次元, 像の動静など)を規定した。(資料3参照)

FRBRでは, 「表現形の属性」として「表現形の形式」(著作が実現される手段としての英数字, 記号, 音符, 口語, 音響, 地図画像, 写真画像, 彫刻, ダンス, 身振りなど)が定義され, 「体現形の属性」においては「キャリアの形態」(物理的キャリアが属する特定の資料種別。例として, 録音カセット, ビデオ・ディスク, マイクロフィルム・カートリッジ,

## 資料3 RDAにおけるメディア種別, キャリア種別, 内容種別の区分

メディア種別 (媒介機器の違いによる区分)	キャリア種別(メディア種別を細分) (資料の保管形態と収容形態による区分)	内容種別 (表現手段, 感覚, 像の次元, 像の動静, による区分)
Audio	<i>Audio carriers</i>	audio cartridge audio cylinder audio disc audio film reel audio roll audiocassette audiotape reel
Computer	<i>Computer carriers</i>	computer card computer chip cartridge computer disc computer disc cartridge computer tape cartridge computer tape cassette computer tape reel online resource aperture card
Microform	<i>Microform carriers</i>	microfiche microfiche cassette microfilm cartridge microfilm cassette microfilm reel microfilm slip microopaque
Microscopic	<i>Microscopic carriers</i>	microscope slide
Projected	<i>Projected carriers</i>	film cartridge film cassette film reel filmstrip filmstrip cartridge overhead transparency slide
Stereographic	<i>Stereographic carriers</i>	stereograph card stereograph reel
Unmediated	<i>Unmediated carriers</i>	card flipchart roll sheet volume
Video	<i>Video carriers</i>	video cartridge videocassette videodisc videotape reel
* Other(同右) * Unspecified (同右)	* Other(同右) * Unspecified(同右)	* Other(適切なものがない時) * Unspecified(不明の時)

July 2010

トランスペアレンシーなど)と「物理的媒体」(キャリアの製作素材のタイプ。例として、紙、木材、プラスチック、金属など)が定義されている。基本的な考え方に共通性がうかがえるが、RDAの「メディア種別」に相当する大きな枠組みはFRBRには見当たらない。

## 5.2 記述とアクセスの分離

FRBRが提起したのは、書誌レコードが果たすべき機能とデータ要素を、利用者ニーズに関連づけて定義し、構造化することであった。そこに記録されるのは、利用者の関心対象である実体の属性と関連であり、利用者はその属性と関連を通じて実体を探索し、発見し、識別し、選択・入手する。RDAは、これらの利用者タスクを支援するデータ構築のための包括的な指針・指示と位置付けられているが、これは言わば旧来型の目録の機能を再構築することに他ならない。AACR2の「第I部 記述, 第II部 標目(アクセスポイント)」という規則構造に表れていた<記述=資料の識別><標目(アクセスポイント)=資料検索の手がかりまたは文献集中>という機能分担は取り払われ、表現形と個別資料の属性を記録することで資料の発見・識別・選択・入手の機能を果たしうえるようになった。また、著作と表現形の属性を記録することで、文献集中機能が高まり、関連する資料(異版)の把握と識別、さらには利用者のニーズにより適した資料の選択が可能となった。さらに、実体間の関連を記録することで、利用者の目録や書誌データベースにおけるナビゲートを助けることができる。このようにRDAでは、目録の機能における記述とアクセスの分離は不要といえる。

## 5.3 基本記入

RDAには「基本記入(main entry)」という語は見当たらない。また、「標目(heading)」という語に代えて「アクセスポイント(access point)」が用いられている。しかし、AACR2の冒頭に述べられている「記述対象資料について一つの「基本記入」を作成し、それに副出記入を補う<sup>20)</sup>という、旧来の目録法の前提となる考え方がRDAで一掃されたかという、そうではない。RDAでは、従来の統一標目に相当する「優先アクセスポイント(preferred access point)」と、参照に相当する「異形アクセスポイント(variant access point)」により、基本記

松井：RDA改訂に見るFRBRの具体化

入の概念は維持されている。たとえばセクション2の第6章に規定された「著作を表すアクセスポイントの構築」では、まず「著作を表す優先アクセスポイント」の構築について規定され、個人著作については「個人を表す優先アクセスポイント」つまり統一著者標目と、「著作を表す優先アクセスポイント」つまり統一タイトルとの組み合わせで、著作の優先アクセスポイントを構築することになっている(例：Hemingway, Ernest, 1899-1961. Sun also rises)。このように、統一タイトルや著者名の統一標目をアクセスポイントとして記録し、著作の集中が図られている。一方、副出記入(added entry)は、他の資料との関連を記録することで具体化される。

ここでは、旧来の目録規則における基本記入標目の選択と標目の形式の複雑さを排除し、著作の属性と関連の適切な記録により、著作の集中、および資料の識別と発見という利用者タスクを支援することが意図されている。目録の機能をいかに捉え、いかに実現するかという命題は、FRBRを基盤とするRDAにおいても、記述対象の把握とともに、尽きることのない課題である。

## おわりに—RDAのさらなる理解にむけて

以上、FRBR(とFRAD)を基盤とするRDAの具体的な特徴を見てきた。RDAを全体として把握し、その概要を十分に提示するところまでは至らなかったが、RDAの理解を進めるためには、FRBRやFRADにおける概念モデルの理解が欠かせないということは明らかであろう。司書養成の現場で、そのようなことがどこまで可能か不安が残るが、そのために今後もRDAの検討を続けていきたい。

なお今回の成果をまとめるにあたっては、情報組織化研究グループにおける検討のほか、古川肇氏の以下の文献に負うところが大きい。記して感謝申し上げる。

- ・古川肇「未来の記述規則—AACR3第I部案からRDA第I部案へ」『資料組織化研究』52, 2006.6, p.1-16.
- ・古川肇「未来の書誌レコードに関する規則—RDA第1部案からRDAパートA案へ」『資料組織化研究』53, 2007.3, p.25-34.
- ・古川肇「未来の書誌レコードに関する規則(続)メタデータ・スキーマとの調整へ」『資料組織化研究』54, 2008.1, p.15-26.

- ・古川肇「未来のアクセスポイントに関する規則—構造の再構築へ—」『資料組織化研究-e』56, 2008.12, p.12-22. <<http://ojs.info.gsucc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/7/17>>
- ・古川肇「未来の書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則—RDA 全体草案の完成—」『資料組織化研究-e』57, 2009.9. <<http://ojs.info.gsucc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/13/32>> [引用日: 2010-01-31]

## 注

- 1) The Joint Steering Committee for Development of RDA. *RDA Full Draft*. <<http://www.rdaonline.org/constituencyreview/>> [引用日: 2010-01-31]  
以下, 引用日はすべて同じ
- 2) Announcement of RDA publication date. <<http://www.rda-jsc.org/rdapubdate.html>>
- 3) IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. *Functional Requirements for Bibliographic Records*. 初版1998, 改訂版2009. <<http://www.ifla.org/publications/functional-requirements-for-bibliographic-records>>  
日本語版は, 『書誌レコードの機能要件: IFLA 書誌レコード機能要件研究グループ最終報告: IFLA 目録部会常任委員会承認』和中幹雄・古川肇・永田治樹訳, 日本図書館協会, 2004.3, 121p. IFLA (<<http://www.ifla.org/files/cataloguing/frbr/frbr-ja.pdf>>) または日本図書館協会 (<[http://www.jla.or.jp/mokuroku/frbr\\_japanese.pdf](http://www.jla.or.jp/mokuroku/frbr_japanese.pdf)>) で全文を入手できる。
- 4) “RDA ドラフト版公開, 11月第1週の予定” 「目子の断片」2008.10.25 <<http://mokuko.seesaa.net/article/108602565.html>>
- 5) IFLA Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records. *Functional Requirements for Authority Data: A Conceptual Model*. edited by Glenn E. Patton. K.G. Sour, 2009. 6.
- 6) 近年は, 新たに FRASAD (Functional Requirements for Subject Authority Data: 主題典拠データの機能要件) という概念モデルが策定され, 草案が検討されている。
- 7) *From AACR to RDA: Executive Summary*. <<http://www.libraries.psu.edu/tas/jca/ccda/docs/rda0506.pdf>>
- 8) 『2002年改訂版』では第3章(地図資料), 第9章(電子資料), 第12章(継続資料)の3章の改訂が行われた。以後, 2005年まで修正事項(amendments)が出された。
- 9) 『AACR3』が2006年に刊行を予定「カレントアウェアネス-E」No.24, 2003.10.15, E134.
- 10) *2005 Annual Report*. 2006. 4, p.3. <<http://www.rda-jsc.org/docs/annrep05.pdf>>

- 11) *RDA: Resource Description and Access. A Prospectus*. 2009. 7. 1 <<http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-prospectusrev7.pdf>>

なお, RDA Prospectus は初版が2005年7月27日に出されて以後7回にわたって改訂されており, ここに引用したものは初版と同一内容ではないことをお断りしておく。

- 12) *ibid.*
- 13) 当初は, 「個人(Person)」「団体(Corporate body)」の二つであったが, FRAD の登場により, 事実上三つに拡張されている。
- 14) これは RDA 全体草案に挙げられている利用者タスクであるが, このタスクは FRAD の草案(2007年4月, この時の名称は FRAR)に基づく。しかし, 2009年2月に刊行された FRAD では, 「発見(find)」「識別(identify)」「関連性明確化(contextualise)」「説明(justify)」の四つに変更されている。(原井直子「世界図書館情報会議—第75回 IFLA 大会(イタリア・ミラノ)に参加して」『NDL 書誌情報ニュースレター』10号, 2009年10月) <[http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/bib\\_newsletter/2009\\_3/index.html#04](http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/bib_newsletter/2009_3/index.html#04)>
- 15) 「第Ⅱ部 関連」と「第Ⅲ部 アクセスポイントコントロール」については, 章立てが示されただけで, 中身は未策定であった。
- 16) *RDA Part I-Constituency Review of December 2005 Draft*, 2005. 12. 9, の条項0.1.4. <<http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-part1.pdf>>
- 17) これ以外に, 条項0.1.2に「識別」と「選択」についての説明があるのみ。 *ibid.*
- 18) これは, 古川によると, 「記述」要素と「アクセス」要素の区別は不必要」という JSC 構成団体の見解に依るとともに, 「記述」を資料の発見と識別に用いられる諸要素を包括するもの, とみなしている図書館界以外のコミュニティの標準に, RDA を揃える」という意味がある, とのことである。なお, この第6章, 第7章の草案は2006年6月に発表されている。(古川肇「未来の書誌レコードに関する規則—RDA 第I部案から RDA パート A 案へ—」『資料組織化研究』53, 2007, p.25.)
- 19) *2007 Annual Report*, 2008. 4, p.3. <<http://www.rda-jsc.org/docs/annual2007.pdf>>
- 20) 『英米目録規則第2版日本語版』米国図書館協会 [ほか編纂], 丸山昭二郎 [ほか] 訳, 日本図書館協会, 1982, p.2.

本稿は, 科学研究費補助金基盤研究(C)「情報環境の変化に適切に対応する目録規則の在り方に関する研究」(研究代表者: 渡邊隆弘, 課題番号: 22500223) の成果である。